

平成 22 年 3 月 18 日
社団法人 投資信託協会

「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」の
一部改正について

1. 改正の目的

平成 21 年 6 月に公表された、金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」において、「議決権の行使を通じたガバナンスの発揮」として機関投資家による議決権行使に関するガイドラインの作成と公表、及び議決権行使結果の公表が謳われたことから、この実現のため、「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」について所要の整備を行うこととする。

2. 改正の内容

「国内株式の議決権行使結果について、開示項目等を社内規則に定め、原則、5 月及び 6 月の株主総会の議決権行使結果を 8 月末を目途に開示する。」旨の規定、及び当該開示に係る項目例の新設。(2.その他留意事項 (1) 開示について)

3. 実施日

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日より実施する。